

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年4月26日(2007.4.26)

【公表番号】特表2003-526398(P2003-526398A)

【公表日】平成15年9月9日(2003.9.9)

【出願番号】特願2000-602330(P2000-602330)

【国際特許分類】

A 6 1 M	1/00	(2006.01)
A 6 1 M	25/00	(2006.01)
A 6 1 M	5/44	(2006.01)

【F I】

A 6 1 M	1/00	5 2 0
A 6 1 M	25/00	3 0 9 Z
A 6 1 M	5/14	4 6 7

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月2日(2007.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 脳室切開術用カテーテル及び脊髄用カテーテルとして用いられるようになった中枢神経系(CNS)カテーテル組立体であって、貫通して延びる少なくとも1つのルーメンと、前記少なくとも1つのルーメンと流体連通状態にある少なくとも第1の枝管及び第2の枝管と、被験者の脳室腔又は脊柱管内に挿入できる挿入可能な部分を有するカテーテル本体と、前記第1の枝管の手元側端部のところに設けられていて、前記少なくとも1つのルーメンと流体連通状態にある開口部と、前記第2の枝管の手元側端部のところに設けられていて、前記少なくとも1つのルーメンと流体連通状態にある開口部と、前記本体の遠方側端部のところに設けられていて、前記少なくとも1つのルーメンと流体連通状態にある少なくとも1つの開口部と、前記第1の枝管と流体連通状態にあるフィルタ組立体と、前記第2の枝管と流体連通状態にある第1の弁とから成ることを特徴とするカテーテル組立体。

【請求項2】 前記第1の枝管は、これと流体連通状態にある少なくとも1つの弁を有していることを特徴とする請求項1記載のカテーテル組立体。

【請求項3】 前記フィルタ組立体は、ミクロ孔フィルタから成ることを特徴とする請求項1記載のカテーテル組立体。

【請求項4】 前記フィルタ組立体は、メンブレンフィルタから成ることを特徴とする請求項1記載のカテーテル組立体。

【請求項5】 前記弁は、一方向弁から成ることを特徴とする請求項2記載のカテーテル組立体。

【請求項6】 前記カテーテル本体は、ルーメンを1つだけ有していることを特徴とする請求項1記載のカテーテル組立体。

【請求項7】 前記カテーテル本体は、ルーメンを2つ有していることを特徴とする請求項1記載のカテーテル組立体。

【請求項8】 前記第1の枝管は、その手元側端部のところに設けられたコネクタを有していること特許とする請求項1記載のカテーテル組立体。

【請求項9】 前記第2の枝管は、その手元側端部に設けられたコネクタを有してい

ることを特徴とする請求項 1 記載のカテーテル組立体。

【請求項 10】 前記カテーテル本体と流体連通状態にある第 3 の枝管をさらに有していることを特徴とする請求項 1 記載のカテーテル組立体。

【請求項 11】 前記カテーテル本体及び前記第 3 の枝管と流体連通状態にある大の弁をさらに有していることを特徴とする請求項 10 記載のカテーテル組立体。

【請求項 12】 前記挿入可能な部分は、前記カテーテル本体に取り付けられていることを特徴とする請求項 1 記載のカテーテル組立体。

【請求項 13】 前記挿入可能な部分は、前記カテーテル本体に着脱自在に取り付けられていることを特徴とする請求項 1 記載のカテーテル組立体。

【請求項 14】 中枢神経系カテーテル組立体に用いられるようになった中枢神経系温度制御システムであって、温度制御機構を有し、前記温度制御機構は、請求項 1 記載のカテーテル組立体を介して中枢神経系液と流体連通状態をなすように作動的に連結される閉ループ熱交換器をさらに有していることを特徴とするシステム。

【請求項 15】 温度制御機構には温度検出素子が作動的に接続されていることを特徴とする請求項 14 記載のシステム。

【請求項 16】 温度検出素子は、サーミスタから成ることを特徴とする請求項 15 記載のシステム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図1】

